

井原市公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、井原市公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、井原市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 会議の事務局は、井原市総務部企画課に置く。

- 2 会議の事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、井原市企画課長をもって充てる。
- 4 事務員は、井原市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、井原市の文書取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、井原市の公印の取扱いの例による。

(報償)

第7条 委員の報償は、要綱第3条第1項第4号及び第6号に規定する住民又は利用者の代表及び学識経験者等に対して、報償を支払うものとし、金額その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第8条 交通会議の会議内容は、あらかじめ委員に文書で通知するものとする。

2 道路運送法（昭和26年法律183号）第9条第4項及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条に掲げる協議が調った場合においては、会長の承認により、関係機関等に対し証明書を交付するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 3月11日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
井原市公 共交通会 議会長印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長